

# 熊本県公報

第 1 0 8 3 5 号  
平成 14 年 5 月 15 日 (水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

告 示	
指定居宅サービス事業所の指定	( 高 齢 保 健 福 祉 課 ) 1
道路の区域変更	( 道 路 維 持 課 ) 1
道路の供用開始	( " ) 2
結核予防法による医療機関の指定	( 健 康 増 進 課 ) 3
結核予防法による医療機関の辞退	( " ) 3
佐敷港公有水面埋立免許	( 港 湾 課 ) 4
公 告	
基本測量の実施	( 監 理 課 ) 4
大規模小売店舗立地法に基づく届出	( 商 工 政 策 課 ) 5
熊本県廃棄物処理計画の公表	( 廃 棄 物 対 策 課 ) 5
土地改良区役員の退任及び就任	( 農 村 計 画 課 ) 56
"	( " ) 56
平成 14 年度マニフェストの入力等業務委託に係る一般競争入札の実施	( 廃 棄 物 対 策 課 ) 57
都市計画法の規定に基づく工事の完了	( 建 築 課 ) 58
開発行為に関する工事の完了	( " ) 58
"	( " ) 58
登 載 依 頼	
有料道路の改築工事の完了	( 道 路 公 社 ) 59
有料道路の料金の額及び徴収期間	( " ) 60
土地収用法に基づく公示送達	( 収 用 委 員 会 ) 64

## 告 示

熊本県告示第 425 号  
介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。  
平成 14 年 5 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
泗水苑デイサービス事業所 菊池郡泗水町永 1021 番地	社会福祉法人 泗水福祉会	平成 14 年 4 月 15 日

### 【短期入所生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
泗水苑ショートステイ事業所 菊池郡泗水町永 1021 番地	社会福祉法人 泗水福祉会	平成 14 年 4 月 15 日

熊本県告示第 426 号  
道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成 14 年 5 月 15 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。  
平成 14 年 5 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	錦湯前線	球磨郡錦町大字一武字忠ヶ原  2012 番 1 地先から	前	5.5 ~ 6.4	80.0	2 4 条 工 事
				8.0 ~ 8.0	69.7	
		同 所 同 字  2012 番 2 地先まで	後	5.5 ~ 6.4	80.0	
				10.0 ~ 10.0	69.7	
一般 県道	阿 蘇 一の宮線	阿蘇郡一の宮町大字宮地字西田 2843 番地先から 同 所 同 字 2844 番地先まで	前  後	11.8 ~ 15.8	40.0	単 交 安
				11.8 ~ 26.7	40.0	
"	瀬 田 竜 田 線	菊池郡大津町大字瀬田字宮ノ前 29 番地先から 同 所 字居屋敷 965 番地先まで	前  後	5.2 ~ 19.0	775.0	単 道 改
				5.2 ~ 19.0	775.0	
				15.0 ~ 37.2	760.0	

2 区域変更する期日 平成 14 年 5 月 15 日

熊本県告示第 427 号  
道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成 14 年 5 月 15 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。  
平成 14 年 5 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	植木山鹿線	鹿本郡鹿央町大字広字水原前 1260 番 1 地先から 同 所 字楠木元 1095 番 1 地先まで	96.3	単 道 改

2 供用開始する期日 平成 14 年 5 月 15 日

熊本県告示第 428 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 1 項の規定により、医療機関を次のとおり指定した。

平成 14 年 5 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指令 番号	所 在 地	名 称	開 設 者		指定年月日
			住 所	氏 名	
3	八代市松江城町 3-19	総合病院前調剤薬局	熊本市九品寺 3 丁目 16 番 61 号下川ビル内	株式会社下川調 剤	平成 14 年 4 月 24 日
4	天草郡大矢野町上 2316-3	あまくさ歯科医院	熊本市戸島町 3181-7- 402	直志 一世	平成 14 年 4 月 24 日
5	阿蘇郡小国町宮原 1748-5	ゆう薬局	東京都千代田区神田練 堀町 68 番地 1 ムラタビル 2 階	株式会社ファー コス	平成 14 年 4 月 24 日
6	下益城郡城南町大 字下宮地字居屋敷 506	うしじま小児科 クリニック	熊本市帯山 7 丁目 16- 12	牛島 正	平成 14 年 4 月 24 日
7	下益城郡小川町北 新田 字小鶴 61-4	江南薬局	下益城郡小川町小川 131	岡澤 絹子	平成 14 年 4 月 24 日
8	菊池市大字亘道ノ 上 372-1	きくち薬局	山鹿市大字山鹿 499-3 番地	鹿本菊池地区薬 局事業協同組合	平成 14 年 4 月 24 日
9	菊池郡西合志町御 代志 2037-3	いけざわこどもクリ ニック	菊池郡西合志町御代志 2037-3	池澤 滋	平成 14 年 4 月 24 日
10	下益城郡小川町大 字北新田 61-3	廣岡クリニック皮膚 科	宇土市松山町 3103-81	廣岡 実	平成 14 年 4 月 24 日
11	八代郡竜北町大字 鹿島 1047	めろん薬局	東京都千代田区神田練 堀町 68 番地 1 ムラタヤビル 2 階	株式会社ファー コス	平成 14 年 4 月 24 日
12	水俣市桜井町 2 丁 目 1 番 8 号	たなか耳鼻科・眼科 クリニック	水俣市桜井町 2 丁目 1 番 8 号	医療法人社団継 成会	平成 14 年 4 月 24 日
13	球磨郡多良木町多 良木 4247-1	多良木いちご薬局	東京都千代田区神田練 堀町 68 ムラタヤビル 2 階	株式会社ファー コス	平成 14 年 4 月 24 日
14	人吉市西間上町 2569-2	みのだ内科循環器科	人吉市西間上町 2569-2	蓑田 耕太郎	平成 14 年 4 月 24 日

熊本県告示第 429 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 4 項の規定により、次の医療機関は、その指定を辞退した。

平成 14 年 5 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

所 在 地	名 称	開 設 者	
		住 所	氏 名
阿蘇郡小国町宮原 1748-5	ゆう薬局	球磨郡多良木町多良木 4247-1	株式会社ライズ
八代市出町 8 番 18 号	下村医院	八代市出町 8 番 18 号	下村 浩一
八代郡竜北町大字鹿島 1047	めろん薬局	球磨郡多良木町多良木 4247	株式会社ライズ

球磨郡多良木町多良木 4247-1	株式会社ライズ 多良木いちご薬局	球磨郡多良木町多良木 4247-1	株式会社ライズ
----------------------	---------------------	----------------------	---------

## 熊本県告示第 430 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおりその要領を告示し、関係書類を縦覧場所において告示の日から起算して 3 週間公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成 14 年 5 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 出願者の住所及び氏名  
 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
 熊本県  
 代表者 熊本県知事 潮 谷 義 子
- 2 埋立区域
  - (1) 位置  
 芦北郡芦北町大字計石字惣崎 187 の 7、187 の 13 及び 187 の 14 に隣接する無番地並びに 287 に隣接する無番地地先公有水面
  - (2) 区域  
 次の各地点のうち、の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点との地点を結ぶ春分・秋分の満潮位（D.L. + 3.90 メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域  
 の地点 御番所四等三角点（北緯 32 度 18 分 16 秒、東経 130 度 28 分 31 秒。以下「基点」という。）から 129 度 45 分 00 秒 680.00 メートルの地点  
 の地点 の地点から 171 度 48 分 00 秒 15.99 メートルの地点  
 の地点 の地点から 261 度 48 分 00 秒 21.57 メートルの地点
  - (3) 面積  
 355.68 平方メートル
- 3 埋立てに関する工事の施工区域
  - (1) 位置  
 芦北郡芦北町大字計石字惣崎 287 に隣接する無番地地内並びに 187 の 7、178 の 13、187 の 14、187 の 9、187 の 10、187 の 11、187 の 5、187 の 2、187 の 6、280 及びこれらの区域に隣接介在する道路に隣接する道路に隣接する無番地並びに 287 に隣接する無番地地先公有水面
  - (2) 区域  
 次の各地点を順次に結んだ線及び A の地点と G の地点とを結んだ線により囲まれた区域  
 A の地点 基点から 123 度 35 分 00 秒 766.00 メートルの地点  
 B の地点 A の地点から 171 度 48 分 00 秒 120.00 メートルの地点  
 C の地点 B の地点から 261 度 48 分 00 秒 113.00 メートルの地点  
 D の地点 C の地点から 336 度 41 分 00 秒 65.70 メートルの地点  
 E の地点 D の地点から 345 度 11 分 00 秒 23.70 メートルの地点  
 F の地点 E の地点から 80 度 45 分 00 秒 33.50 メートルの地点  
 G の地点 F の地点から 66 度 31 分 00 秒 36.60 メートルの地点
  - (3) 面積  
 12,483.69 平方メートル
- 4 出願年月日  
 平成 14 年 3 月 29 日
- 5 関係書類の縦覧場所  
 熊本県土木部港湾課、芦北地域振興局土木部維持管理課及び芦北町役場建設課

公 告

## 熊本県公告第 404 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 14 年 5 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
電子基準点測量（電子基準点現地技術調査および設置作業）	平成 14 年 5 月 7 日から平成 15 年 3 月 31 日まで	菊池市、宇土市、玉名郡三加和町、上益城郡矢部町、球磨郡水上村、球磨郡五木村、球磨郡球磨村及び天草郡新和町

## 熊本県公告第 405 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成 14 年 5 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ニコニコ堂松島店  
天草郡松島町合津 7915-21
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
変更前 開店時刻午前 10 時 閉店時刻午後 9 時  
変更後 24 時間営業
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
変更前 午前 9 時から午後 10 時まで  
変更後 24 時間
  - (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
変更前 午前 6 時から午後 10 時まで  
変更後 24 時間
- 3 変更する年月日  
平成 14 年 5 月 2 日
- 4 変更に係る事項以外の届出事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称  
株式会社ニコニコ堂ほか 9
  - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
6,221 平方メートル
  - (3) 駐車場の収容台数  
284 台
  - (4) 駐輪場の収容台数  
60 台
  - (5) 荷さばき施設の面積  
125 平方メートル
  - (6) 廃棄物等の保管施設の容量  
120 立法メートル
  - (7) 駐車場の自動車の出入口の数  
7 か所
- 5 届出年月日  
平成 14 年 4 月 19 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び天草地域振興局振興調整室  
平成 14 年 5 月 15 日から平成 14 年 9 月 14 日まで

## 熊本県公告第 406 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 5 条の 3 の規定により、熊本県廃棄物処理計画を公表する。

平成 14 年 5 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 計画策定年月日  
平成 14 年 3 月 29 日